

集会施設の復旧・整備に係る調整について

東日本大震災への対応において、地域コミュニティの重要性が改めて認識されたところであるが、その核となる集会施設が津波により流失するなどの被害が発生している。また、地域によっては、施設の老朽化により、安全性や利用の面で課題を抱えており、建て替えを余儀なくされている自治組織もある。

このことから、集会施設の復旧・整備に当たりその方針を定め、自治組織が所有する集会施設については、補助制度の充実を図ることにより、地域住民の活動拠点の確保を図り、連帯意識の醸成と地域コミュニティの活発化、地域防災力の強化を図る。

I 東日本大震災に伴う集会施設の復旧に係る補助制度（案）

1 趣 旨

東日本大震災により被害を受けた集会施設の復旧にあたっては、災害復旧事業や防集事業、災害公営住宅事業など、国の事業を最大限活用することとするが、一部自治組織の所有する集会施設について、復旧のための支援措置がない状況である。

このことから、集会施設の復旧にあたり、国等の事業が活用できない場合は、市独自の補助制度を創設し対応することとし、国の支援と同程度の内容とする。

2 被災した集会施設の整備方針等

（1）整備方針

- ① 施設は、原則、津波浸水区域外に建設する。
- ② 施設は、原則 1 自治組織 1 施設とする。
- ③ 国の災害復旧、防集、災害公営及び各種補助事業などを最大限活用する。
- ④ 自治組織が所有していた施設で、防集などを活用して復旧できないものについては、自治組織に対し市の独自支援（補助金の交付）を行う。
- ⑤ 土地区画整理エリアや現に住めない地区の施設復旧については、今後の住宅再建の動向を見ながら検討する。
- ⑥ 公共施設などが建設される場合には、一部を集会施設に活用することも視野に入れ検討する。

(2) 整備方針に基づく調整結果

① 独自支援	7 施設 (自治組織所有施設)
② 災害復旧事業	12 施設 (うち認可地縁団体所有施設 1 施設)
③ 防集事業	17 施設
④ 災害公営住宅整備事業	11 施設
⑤ 支援寄付	1 施設 (前浜マリンセンター)
計	48 施設

3 補助制度の内容 (自治組織が所有する集会施設に対する独自支援)

(1) 補助対象団体

被災した集会施設を復旧し、福祉の向上と相互の親睦を図るなど自主的な活動を目的とした集会施設を管理運営する自治組織とする。

※ 独自支援 7施設, 災害復旧事業のうち認定地縁団体 1施設 計8施設

(2) 補助交付要件

- ① 補助対象団体が自主防災組織を結成している。又は、今後結成すること。
- ② 補助対象団体が認可地縁団体であること。
- ③ 隣接する自治組織との共同利用について検討すること。

(3) 補助対象

- ① 用地取得 (認可地縁団体に限る。)
- ② 用地造成
- ③ 建築
- ④ 備品

(4) 復旧規模等

用地取得, 用地造成及び建築は, 被災前と同規模以下とし, 原形復旧を基本とする。
(ただし, バリアフリーを標準とし水洗トイレを設置できるものとする。)

(5) 対象経費, 補助率, 限度額等

	対象経費	補助率	限度額	補助金額の根拠	補助対象とした理由
用地取得 (認可地縁団体に限る。)	1. 不動産鑑定評価	10分の10		不動産鑑定評価による。	災害復旧事業に該当し交付税措置があるため。
	2. 用地取得費	10分の10	被災前施設敷地面積に係る費用。		

用地造成	1.用地測量及び造成設計費	10分の10	被災前施設敷地面積に係る費用。		復旧・復興事業を活用しての整備と均衡を図るため。
	2.用地造成工事費	10分の10	1㎡あたり3,400円×被災前施設敷地面積	H26 本吉町中郷集会所敷地造成工事単価を採用	
建 築	1.建築設計費	10分の10	被災前施設面積に係る費用		
	2.建築工事費	10分の10	1㎡あたり227千円×被災前施設面積	H24 唐桑幼稚園設計単価採用	
備 品	備品購入費	10分の10	1施設あたり2,500千円以内	本吉地域の新築時の助成金額を採用	津波により全て流失しているため。

- ※1 備品において、震災後に(財)自治総合センターのコミュニティ助成を受けた自治組織は、本制度の対象としない。また、今後、同助成を受ける自治組織については、本制度により助成したものと見なす。
- 2 災害復旧、防集、災害公営で整備する市所有の集会施設の備品整備については、管理運営する自治組織と協議を行い、市が直接整備する。

II 老朽化等に伴う集会施設等の整備に係る補助制度(案)

1 趣 旨

本市の集会施設の所有状況は、気仙沼地域は市が所有するコミュニティセンター4施設以外は自治組織が所有し、唐桑地域では2施設が自治組織でそれ以外は市が所有し、本吉地域では全てが市所有施設となっており、施設を新築する場合等において、市施設が有る地区と無い地区では、地区住民の費用負担という観点から大きな格差が生じている。

気仙沼地域では、合併前から補助制度を設け、住民の負担軽減を図ってきているものの、唐桑・本吉地域と比較すると大きな格差となっている。

このことから、コミュニティの核となる集会施設の重要性に鑑み、これまでの旧市町の所有、活用の形態を踏まえながら、住民負担の均衡化に向け、集会施設の整備に係る補助制度について、調整を図る。

2 調整方針

(1) 自治組織が所有する施設の整備に係る補助制度は、本吉地域の補助制度を基本とし調整する。

(2) 市が所有する施設については、住民負担を求めず全額市の財源で整備する。

(3) 唐桑地域の市が所有する施設の管理については、指定管理者制度を導入する。

3 補助制度の内容（自治組織が所有する集会施設）

（1）補助対象団体

一定の地域における住民が、福祉の向上と相互の親睦を図るなど自主的な活動を目的とした自治組織とする。

（2）補助交付要件（集会施設の新築に限る。）

- ① 補助対象団体が自主防災組織を結成している。
- ② 補助対象団体が認可地縁団体であること。
- ③ 隣接する自治組織との共同利用についても検討すること。
- ④ 次の事業を積極的に実践することとし、年間の活動計画を提出すること。
 - ア 自治組織の機能の充実を図る事業
 - イ 自治意識や連帯意識の高揚を図る事業
 - ウ 地域を活性化し、地域の一体感に資する事業
 - エ 環境美化に関する事業
 - オ 祭りやスポーツを通じた地域振興事業

（3）補助対象

- ① 用地造成
- ② 集会施設
- ③ 倉庫
- ④ コミュニティ広場
- ⑤ 備品
- ⑥ 集会施設借上

（4）対象経費，補助率，限度額等

	対象経費	補助率	限度額等	補助金額根拠
用地造成	1. 用地測量及び造成設計費	事業費 10 万円以上を対象 10 分の 8 以内	集会施設 1 階床面積の 4 倍以内	本吉地域の基準を採用
	2. 造成工事費	事業費 10 万円以上を対象 10 分の 8 以内	2,700 円／㎡×集会施設 1 階床面積の 4 倍以内	H26 本吉町中郷集会所敷地造成工事単価を採用 (3,400 円／㎡×0.8=2,704 円)
集会施設	1. 建築設計費	事業費 10 万円以上を対象 10 分の 8 以内	建築規模面積以内	
	2. 建築工事費	事業費 10 万円以上を対象 10 分の 8 以内	182,000 円／㎡×建築規模面積以内	H24 唐桑幼稚園設計単価 (227,000 円／㎡×0.8=181,600 円)

	3. 増改築・修繕工事費	事業費 10 万円以上を対象 3 分 1 以内	3,000,000 円	気仙沼地域の制度を採用
倉庫	新築・増改築・修繕費	事業費 10 万円以上を対象 3 分 1 以内	350,000 円	本吉地域の上限額を採用
コミュニティ広場	造成及び施設整備	事業費 10 万円以上を対象 3 分 1 以内	750,000 円	気仙沼地域の制度を採用
備品	備品購入費	単価 1 万円以上、 新設時に限り 10 分の 8 以内 (建替は対象としない。)	2,000,000 円	本吉地域の 新築時の備品整備補助を採用 (2,500,000 円×0.8 = 2,000,000 円)
集会施設借上	土地・建物借上料	・契約年額を対象 ・臨時借上年間 3 万円以上対象 3 分の 1 以内	100,000 円	気仙沼地域の制度を採用

※ 備品は、過去 5 年以内に（財）自治総合センターのコミュニティ助成を受けた自治組織は、本制度の対象としない。また、今後、同助成を受ける自治組織については、本制度により助成したものと見なす。

※建築規模面積（自治組織等を構成する世帯数）

本吉地域の例

受益世帯数	床面積
50 世帯未満	100 m ² 以内
51～99 世帯	140 m ² 以内
100～149 世帯	170 m ² 以内
150～199 世帯	200 m ² 以内
200～249 世帯	240 m ² 以内
250～299 世帯	270 m ² 以内
300 世帯以上	300 m ² 以内



受益世帯数	床面積
100 世帯未満	200 m ² 以下
100～200 世帯	300 m ²
200～300 世帯	400 m ²
300 世帯以上	500 m ²

(5) 単年度補助金交付件数（新築に限る。）

毎年度、2 件程度を基本に優先順位などの基準を設け計画的に交付する。